

平成30年9月9日
市川東高校同窓会総会

学年同窓会補助についての申し合せ事項

- 1、学年同窓会実施1カ月前までに同窓会事務局に連絡し、必ず会長の承認を得る。
- 2、補助対象は、a 実施の事前準備による通信費、b 会場の貸室料、c 付帯設備費（プロジェクター・スクリーンなど）等に限る。
- 3、補助金額は、参加人数に応じて、50名以上は5万円、80名以上は8万円、100名以上は10万円とする。
- 4、補助金は、学年同窓会の実施終了後、3カ月以内に所定の「学年同窓会実施報告書」と共に会計報告（領収書[コピー]添付）を同窓会会計に提出し、確認後に、申請者に支給する。
- 5、補助金の承認を再度受ける場合は、実施から2年以上経過すると有効になる。
- 6、上記以外に不測の事象が生じた場合、会長ならびに役員により協議を行う。

附 則

この申し合せ事項は平成30年4月1日から施行する。